



鳥獣対策について考えましょう



現在、全国的な人口減少によって空き家や耕作放棄地が増えています。そのような場所を野生鳥獣が【拠点】として活用し、市街地にまで侵入する事態が発生しています。

そのほかにも野生鳥獣による、道路横断に伴う交通事故の多発、観光地などで突発的な遭遇から起きる人身事故、人と動物がかかる感染症、家畜への感染や農作物の被害による食料危機など、今後どのように『鳥獣害』と向き合っていけばいいのでしょうか？

①住み分け

人の生活圏と野生動物との活動範囲を分ける取り組みです。地域によってできる対策は異なります。

- ・集落全体を柵で囲み、物理的に住み分ける。
- ・集落の畑や田んぼを電気柵で囲み、住民が協力し合って草刈りを行い見通しが良い状態を維持する。
- ・集落内の収穫しない柿の木や放置されている果樹を伐採して木材を商品化させる組合を組織する

などさまざまな取り組みを行い、住み分けを行っております。



▲道路近くまで出没したシカの写真



▲捕獲したサルの写真

②捕獲活動

畑の食べ物の味を覚えてしまった個体を積極的に捕獲していく必要があります。

しかし、捕獲だけでは環境を変える事が難しいため、畑を守る必要もあります。

③正しい情報と防除

鳥獣に対して正しい忌避効果があるものを知ることです。その野生鳥獣がどのように見えているのか、嗅覚はどの程度優れているのか、どのくらいで周囲の環境に適応できるのか等の、生態を知る必要があります。鳥獣によっては大きな音が効果的ではなく、慣れてしまうため持続性がありません。正しい情報を知り、防除を進めていく事が大切です。

鳥獣被害の軽減を図るには、集落や田畑に鳥獣を近づけないことが一番です。既に被害が発生していても、休耕地の草刈りなど集落周辺から隠れる場所を無くし、未収穫の農作物など野生鳥獣を誘引する原因を取り除き、野生鳥獣を見つけたら追い払いを行うなど、野生鳥獣にとって集落がエサ場として魅力のない場所にすることが大切です。

■問合せ 農林振興課畜産係 ☎72-6911